

# 警察庁政策評価研究会

## 第24回議事録

平成24年6月22日開催

警察庁長官官房総務課

## 第24回警察庁政策評価研究会

### 1 日時

平成24年6月22日（金）午後1時00分から午後2時10分までの間

### 2 場所

警察庁庁議室

### 3 出席者

#### 委員

前田 雅英 首都大学東京法科大学院教授（座長）

櫻井 敬子 学習院大学法学部法学科教授

田辺 国昭 東京大学大学院法学政治学研究科教授

#### 警察庁

金高 雅仁 官房長

小谷 涉 総括審議官

鈴木 基久 政策評価審議官

田中 法昌 官房審議官（生活安全局）

辻 義之 官房審議官（刑事局）

土屋 知省 官房審議官（交通局）

沖田 芳樹 官房審議官（警備局）

高野 剛行 技術審議官

榊田 好一 総務課長

小嶋 典明 総務課情報公開・個人情報保護室長

大橋 亘 科学警察研究所総務部長（オブザーバー）

### 4 議題・報告事項

#### (1) 議題

- ・ 平成23年度実績評価書（案）について

#### (2) 報告事項

- ・ 規制の事前評価書の作成・公表について
- ・ 平成23年度政策評価実施結果報告書（案）について

(小嶋室長)

それでは、定刻となりましたので、第24回警察庁政策評価研究会を始めさせていただきます。

議事に先立ちまして、当庁から今回初めて出席する者を紹介させていただきます。技術審議官の高野でございます。

なお、本日、所用により、江尻委員と妹尾委員が御欠席されております。

それでは、官房長の金高から御挨拶申し上げます。

(金高官房長)

本日は、御多忙中にもかかわらず、政策評価研究会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の議題は、「平成23年度実績評価書(案)」でございます。昨年3月に「平成23年度実績評価計画書」を策定し、29の業績目標を設定いたしました。その達成状況について事後評価を行うものでございます。また、報告事項といたしまして、「規制の事前評価書の作成・公表」と「平成23年度政策評価実施結果報告書(案)」の2点がございます。

国家公安委員会及び警察庁におきましては、重要政策に関する評価の徹底、評価の客観性の確保及び評価結果の予算要求等政策への反映等に努めて評価を実施しているところでございますが、本日は、政策評価の一層の充実へ向けて、委員の皆様のお意見を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

(小嶋室長)

次に配付資料の御説明をいたします。資料1は、議題に関する資料で、「平成23年度実績評価書(案)」、「要旨(案)」及び「評価結果一覧」でございます。また、報告事項に関する資料といたしまして、資料2は、「不正アクセス禁止法の一部改正に係る規制の事前評価書」及び「要旨」、資料3は、「暴力団対策法の一部改正に係る規制の事前評価書」及び「要旨」、資料4は「平成23年度政策評価実施結果報告書(案)」でございます。また、一枚紙で「評価方法についての考え方(案)」というのをつけさせていただきます。

それでは、前田座長の司会によりまして、議事進行をお願いいたします。

(前田座長)

それでは、本日もよろしくお願い申し上げます。

本日の議題の審議に入る前に、当研究会を一般公開すること及び議事録を公開することの是非について確認いたしますが、これまでと同様、研究会自体は非公開、議事録については、各発言者が内容を確認等した上で公表ということによろしいでしょうか。

それでは、本日の議事に入ります。

先ほど官房長からございましたとおり、本日の議題は、「平成23年度実績評価書(案)」です。情報公開・個人情報保護室の小嶋室長から説明をお願いいたします。

(小嶋室長)

それでは、議題1の「平成23年度実績評価書(案)」について御説明します。

この評価書の案は、昨年3月に策定いたしました「平成23年度実績評価計画書」に基づき作成したもので、7つの基本目標の下の29の業績目標について、評価を実施しております。なお、本年3月に策定いたしました「平成24年度実績評価計画書」におきましては、29の業績目標を18に整理しておりますが、本日御審議いただきます評価書につきましては、昨年3月策定した計画書に基づいておりますので、整理する前の29の業績目標について評価を行っております。

また、今回の評価書の案及びその要旨については、従前のものから、内容、様式について変更を加えた部分がありますので、最初にその部分について御説明いたします。

まず、評価書につきましては、本年3月、関係省庁の申し合わせにより、全省庁統一の様式が定められましたので、これにより作成しております。この趣旨につきましては、評価書の統一性及び一覧性の確保を図り、使いやすく分かりやすいものとしていくことに加え、国民に対する説明責任を徹底するということです。内容的に異なっている点は、評価書本体の1ページをご覧くださいと、上の方にPとなっておりますが、関連する予算額・執行額について記載することとなっております。全省庁統一的に予算額・執行額を記載することになったのですが、警察の場合、業績目標ごとに予算額・執行額を記載することが難しいため、記載内容について現在検討中です。

また、要旨につきましては、できるだけ見やすくするという観点から、当庁におきまして、大幅に変更しております。要旨の1ページをご覧ください。これは、基本目標1の業績目標1、「犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり」の部分に係る評価書の要旨です。一番上の欄には、「業績目標達成のために行った主な施策」を記載しておりますが、写真を添付することにより、見る人がイメージしやすくしております。中段の「評価の結果の概要等」欄においては、できるだけグラフを活用して、数値目標に関しては増減の状況が一目で分かるようにしております。一番下の「政策への反映の方向性」の欄では、評価の結果を踏まえ、今後推進していく主な施策を記載しております。

それでは、時間の関係もありますので、今回の評価書の案について、この要旨を使って、評価の結果の部分を中心に御説明いたします。なお、評価結果としては、

の印を付けておりますが、は「達成」を、は「おおむね達成」を表し、は「達成が十分とは言い難い」を表しております。

1ページの「犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり」ですが、業績指標の街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数については、「減少傾向を維持する」という達成目標を掲げております。この「傾向を維持する」という目標については、できるだけ明確にしたいと考えております。別に用意いたしました「評価方法についての考え方(案)」をご覧ください。「減少傾向を維持する」という達成目標については、まず、前年よりも減少していなければ、としております。前年度よりも減少している場合、基準年、例えば18年度から22年度の数値に係る回帰直線を引き、それを23年度のところまで延長してみて、23年度の実績値が回帰直線上にあるか、それを下回っていれば、上回って

いる場合でも、かい離率が10%以内であれば、傾向を維持したとして、15%以内であれば、これを超えれば としております。

評価書の要旨に戻りまして、業績指標 の街頭犯罪・侵入犯罪について見ますと、まず、主な街頭犯罪の認知件数ですが、グラフの赤い点が23年度の実績値で、赤い線で示された回帰直線の延長線上の数値を下回っておりますので、達成と評価しております。また、主な侵入犯罪の認知件数については、23年度の数値が、回帰直線の延長線上の数値を上回っておりますが、そのかい離率は8.3%で、10%以内ですので、達成と評価しております。なお、グラフの中に小さな矢印を入れておりますが、目標を達成しているものについては青色の矢印を、達成していないものについては赤色の矢印を入れております。

業績指標 の「子どもと女性を性犯罪等から守るための取組の推進状況」については、折れ線グラフの赤色の線と緑色の線が示すとおり、前年度との比較で、強制わいせつの認知件数が増加していますが、3つの棒グラフが示すとおり、過去5年間の平均との比較では、認知件数がいずれも減少しておりますので、おおむね達成と評価しております。

なお、この要旨においては、基本的に、折れ線グラフは経年変化の状況を示し、棒グラフは過去一定期間の平均との比較を示しています。

指標 と指標 の評価結果に基づき、業績目標1全体としては、おおむね達成と評価しております。

次に、2ページの「地域警察官による街頭活動の強化及び初動活動の強化」ですが、緑色の棒グラフが示すとおり、刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合が過去5年間の平均と比べて減少したものの、減少幅が1.2ポイントと小さく、また、指標 については、人材育成関係の施策を適切に進めることができたので、全体としては、おおむね達成と評価しております。

3ページの「少年の非行防止」ですが、紫色の棒グラフが示すとおり、非行に至る前段階の不良行為少年の補導人員が過去5年間の平均と比べ減少してしまいましたが、刑法犯少年の検挙人員、刑法犯少年の人口比、非行に関する相談受理件数も減少し、また、指標 については、非行少年の立ち直り支援を適切に推進したので、全体としては、おおむね達成と評価しております。

4ページの「犯罪等からの少年の保護」ですが、緑色の折れ線グラフと棒グラフが示すとおり、犯罪被害に関する少年相談受理件数は減少しましたが、福祉班の検挙件数等は増加したので、全体としては、おおむね達成と評価しております。

5ページの「良好な生活環境の保持」ですが、過去5年間の平均との比較で、指標 の「猟銃等による事件・事故の発生件数」は減少しましたが、風俗関係事犯の検挙件数、検挙人員、行政処分件数がいずれも減少しましたので、達成が十分とは言い難いと評価しております。

6ページの「経済犯罪等の取締り」ですが、赤色の折れ線グラフと棒グラフが示すとおり、ヤミ金融事犯の検挙事件数と検挙人員がかなり減少してしまいましたが、それ以外の事犯について、検挙が増加しているか、減少していてもその幅が大きくないことから、全体としては、おおむね達成と評価しております。

なお、指標 を除き、達成目標として、「過去5年間並の水準を維持する」という目

標を掲げておりますが、これについては、先ほどの一枚紙の下の方に書いておりますとおり、過去5年間の平均との比較で、平均を上回っていれば、下回っている場合は、減少幅が10%以内であれば、過去5年間並の水準を維持したとして、15%以内であれば、それを超えればとしております。

7ページの「環境事犯の取締り」ですが、過去5年間の平均と比べ、検挙事件数、検挙人員とも減少しましたが、その減少幅は10%以内ですので、達成と評価しております。

次に、基本目標2「犯罪捜査の的確な推進」です。

8ページの「重要犯罪に係る捜査の強化」ですが、指標の重要犯罪の検挙率、指標の検視官の臨場率が、ともに過去5年間の平均及び前年度と比べて向上しておりますので、達成と評価しております。

9ページの「重要窃盗犯に係る捜査の強化」ですが、検挙率が過去5年間の平均と比べ減少していますが、前年度よりは増加していますので、おおむね達成としております。

10ページの「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」ですが、検挙事件数が、過去5年間の平均と比べて若干減少していますが、前年度との比較では増加しているので、おおむね達成としております。

11ページの「振り込め詐欺の捜査活動及び予防活動の強化」ですが、指標の発生状況については、前年度に比べ、認知件数が若干減少しましたが、被害総額が増加し、指標の検挙状況については、過去5年間の平均と比べ、検挙人員は増加したものの、検挙件数が顕著に減少したことから、達成が十分とは言い難いと評価しております。

12ページの「科学技術を活用した捜査の更なる推進」ですが、回帰直線を用いて評価しており、指標のDNA型鑑定事件数については、増加傾向を維持できなかったとの評価ですが、それ以外の指標については増加傾向を維持できたとの評価であり、全体としては、おおむね達成と評価しております。

13ページの「被疑者取調べの適正化の更なる推進」ですが、取調べ室の機の固定化と遮蔽板の設置については、目標を若干下回った状況ですが、監督対象行為の確認件数が減少し、また、適正捜査に関する研修を適切に実施したので、おおむね達成と評価しております。

次に、基本目標3「組織犯罪対策の強化」です。

14ページの「暴力団の存立基盤の弱体化」ですが、赤色の棒グラフが示すとおり、指標のうちの没収保全命令による没収保全額が過去5年間の平均より減少し、また、指標の入札参加資格基準等における暴力団排除条項の整備率は目標を達成できなかった状況ですが、暴力団構成員等の検挙人員、組織的犯罪処罰法の適用件数、公共工事における暴力団排除件数については、それぞれ目標を達成できましたので、全体としては、おおむね達成と評価しております。

15ページの「取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化」ですが、上の段の赤色の棒グラフが示すとおり、指標の営利目的による薬物事犯の検挙人員は過去5年間の平均と比べ増加しましたが、指標の薬物事犯検挙人員、指標の麻薬特例法の適用件数、没収保全額は、それぞれ過去5年間の平均と比べ減少したことから、達成が十分とは言い難いと評価しております。

16ページの「銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化」ですが、過

去5年間の平均との比較で、指標 の銃器発砲事件の発生件数が増加した一方、指標 及び の検挙人員、押収丁数が減少していますので、達成が十分とは言い難いと評価しております。

17ページの「来日外国人犯罪対策の強化」ですが、一番右のグラフが示すとおり、指標 のうちの国外逃亡被疑者等の処罰件数は、増加傾向を維持できなかったとの評価ですが、検挙件数は、真ん中のグラフが示すとおり、増加傾向を維持できたとの評価であり、また、指標 及び指標 の犯罪インフラの検挙については、目標を達成したことから、全体としては、おおむね達成と評価しております。

18ページの「犯罪収益対策の推進」ですが、下段の左から2番目と3番目と4番目のグラフが示すとおり、指標 のうちの麻薬特例法の適用件数と没収保全額は、過去5年間の平均と比べ減少しましたが、その他の指標は達成しましたので、全体としては、おおむね達成と評価しております。

次に、基本目標4「安全かつ快適な交通の確保」です。

19ページの「歩行者・自転車利用者の安全確保」ですが、下段のグラフが示すとおり、指標 の歩行者と自転車との交通事故件数は、前年より増加しましたが、上段のグラフが示すとおり、指標 の歩行中・自転車乗用中の高齢者の交通事故死者数は、前年より減少しましたので、全体としては、おおむね達成と評価しております。

20ページの「高齢運転者による交通事故の防止」ですが、70歳以上の高齢運転者による死亡事故件数、70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数は、いずれも前年より減少していますので、達成としております。

21ページの「飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立」ですが、上段のグラフの茶色の折れ線及び紫色の折れ線が示すとおり、指標 のうち、無免許運転と信号無視に起因する死亡事故件数は、前年より増加しましたが、その他のものは、前年より減少し、指標 の暴走族の構成員数等も減少したので、全体としては、おおむね達成と評価しております。

22ページの「被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少」ですが、シートベルト非着用死者数が、前年より減少したので、達成としております。

23ページの「道路交通環境の整備」ですが、指標 の抑止される二酸化炭素の排出量と、指標 の短縮される交差点等の通過時間は、目標値の半分を示すグラフの緑色の破線を越えていますが、目標値を示す赤色の破線を越えていません。指標 と指標 については、目標値を超えているので、全体としては、おおむね達成と評価しております。

次に、基本目標5「国の公安の維持」です。

24ページの「重大テロ事案等の予防鎮圧」ですが、指標 については、重大テロ等の発生はなく、指標 については、関係機関との連携強化を的確に推進し、指標 については、警備措置を適切に実施したことから、達成としております。

25ページの「大規模自然災害等の重大事案への的確な対処」ですが、指標 については、具体的かつ実戦的な訓練を実施し、指標 については、被害の最小化に向けた災害警備活動を適切に推進し、指標 については、関係機関との連携強化を推進したので、達成としております。

26ページの「警備犯罪取締りの的確な実施」ですが、指標 については、極左暴力集

団の検挙人員を除いて、検挙件数、検挙人員が減少していますが、捜索等を通じて実態解明を進め、また、右翼によるテロ・ゲリラを未然に防止しました。また、指標 については、不法滞在者等の検挙件数・人員が減少していますが、過去5年間で不法残留者数が大幅に減少しているという背景があります。このため、評価については、おおむね達成としております。

27ページの「国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処」ですが、指標 の関係機関との連携強化と、指標 の国際テロの未然防止は、目標を達成したと評価していますが、指標 の北朝鮮による拉致容疑事案等への取組の推進については、おおむね達成の評価にとどまるため、全体としては、おおむね達成と評価しております。

次に、基本目標6、28ページの「犯罪被害者等の支援の充実」ですが、上段の右から1番目と2番目のグラフの青い棒グラフと青い折れ線が示すとおり、指標 のうち、診断料の支給件数が、過去5年間の平均及び前年度より減少し、検案書料の支給件数が前年度より減少し、また、指標 のうちのその他の相談要員の数と、指標 のうちの犯罪被害者等早期援助団体の指定数について、増加傾向を維持できなかったとの評価でしたが、それら以外の指標については、目標を達成していることから、全体としては、おおむね達成と評価しております。

次に、基本目標7、28ページの「安心できるIT社会の実現」ですが、左側の2つのグラフが示すとおり、指標 の不正アクセス行為の検挙件数は、大幅に減少してしまいましたが、指標 のサイバーテロの発生件数はゼロであり、指標 の技術支援件数と、指標 のネットワーク利用犯罪の検挙件数は、増加傾向を維持できたとの評価であるので、全体としては、おおむね達成と評価しております。

以上、各業績目標の評価について御説明いたしました。これらの評価に基づき、各ページの一番下の「政策への反映の方向性」の欄に記載している施策を推進していくこととしております。

「平成23年度実績評価書(案)」の説明は以上となります。

(前田座長)

ありがとうございました。

それでは、質疑・意見交換に移りたいと思います。いかがでしょうか。

これは、見やすくするため、カラー化したということで、項目は、先ほど御説明があったように、絞り込む前のものということですね。

(小嶋室長)

はい、そうです。

(前田座長)

IT、サイバー関係は、前回は別立てになっていましたか。

(小嶋室長)



はい、前回もそのようになっておりました。

(田辺委員)

1点目は、大変見やすくなったと思います。また、、、の判定は逃げようがなく、ある意味きちんとしていると思います。

2点目は、非常に細かい点ですが、回帰直線の延長線上の点とのかい離については、統計的にきちんとやるのであれば、誤差の標準偏差をとって、その中に収まっているか、2倍ぐらいの範囲に収まっているか、それ以上の開きがあるかということで判定するという方法が正確なのだろうと思います。ただ、これを言い出すと、国民に分かりづらいということもあると思いますので、どちらが良いのかということは、私には分かりません。おそらく、かい離が10%、15%というのは、国民一般にとっては分かりやすい数字だろうとは思いますが、統計的には、かい離を2乗したものを足して、足したサンプル数で割って平均をとり分散を求め、さらにその分散のルートをとった標準偏差を使った方が正確だと思います。

3点目は、評価書の中で、「政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報」の欄に、「なし」と書いてあるものがありますが、この欄が設けられている理由は、評価書に書かれている情報が本当かどうかを確認するためにあるので、「なし」というのはまずいのではないかと思います。

4点目は、政策評価は、評価のための評価ではないので、「政策への反映の方向性」がきちんと書かれているかどうか気になるところです。評価結果が  であれば、引き続き推進すれば良く、それほど書かなくても良いのですが、 になっているものについては、どう書かれているかがポイントではないかと思います。例えば、基本目標1の業績目標4で、少年相談受理件数が明らかに下がり、他の指標と逆の動きをしているので、なぜ減ったのか、それに対してどのような対策をとるのかを書く必要があると思いますが、「政策への反映の方向性」を見ると、上がっているところを頑張りますということが書かれていますが、もう少し工夫をした方が良いと思います。特に、 のところをどうするかが、反映の方向性で一番大事なところだと思います。

(前田座長)

ありがとうございました。今の点でお答えいただけるところはございますか。

(小嶋室長)

標準偏差については、認識しておりませんでしたので、こちらで検討させていただきます。

(官房長)

これまで、こういう基準の例はあったのか。

(小嶋室長)

政策評価で回帰直線を使った例は、他省庁にもありますが、かい離率が10%以下だから良いといった基準については、どこかの例を参考にしたというわけではございません。

( 櫻井委員 )

では、10%、15%というのは、独自の考えで設定したということですか。

( 小嶋室長 )

そのとおりです。

( 前田座長 )

ただ、国民一般から見ると、10%、15%というのは、一つの目安にはなると思います。

( 土屋審議官 )

統計の知識については、国民はあまり持っていないと思われます。古い資料ですが、調べてみますと、数学Cというのが統計を扱っているのですが、私立の高校で数学Cを選択している人は4分の1程度で、その中で統計まで進んでいる人は、更にその10分の1程度という状況ですので、あまり統計的なことをやっても、国民には理解が得られないと思われます。

( 小嶋室長 )

先ほどの「政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報」の関係ですが、こちらはできるだけ記載するようにいたします。また、評価結果が であった部分の記述につきましても、変えられるところがあるかどうか、検討いたします。

( 櫻井委員 )

要旨の14ページ、業績指標 「地方自治体が行う公共事業等の入札参加資格基準等における暴力団排除条項の整備率」とありますが、これは自治体が定める参加資格基準、あるいは条例に定めている場合もあるかもしれませんが、そういったものに暴力団排除条項が入っている率がということだと思いののですが、警察がこういった法整備をするように働きかけをやっているという理解でよろしいのでしょうか。

また、2点目としまして、要旨の23ページ、業績指標 「信号制御の高度化により短縮される交差点などの通過時間」とあり、評価書本体に資料が付いていますが、計算の仕方を具体的に教えていただきたいと思います。交差点の信号の待ち時間を変えるとした場合、この交差点ではこのようにした方が良いといった意見をどのように現場から吸い上げているのか、また、パターンを変えたときに、待ち時間が長くなった場合には、効果がプラスマイナスあると思うので、どのように計算しているのでしょうか。

3点目は、要旨の24ページ、業績指標 「重大テロの発生状況」で、重大テロの発生はなかったということで、内容は「訓練をしました」ということなのですが、発生がないから未然防止に貢献したかということ、少し飛躍があると思いますので、コメントを工夫した方が良いと思います。

( 辻審議官 )

最初の質問、暴排についてですが、御指摘のとおり、警察で知事部局や市区町村に働きかけまして、暴排条項を整備していただいておりますので、その成果として評価書に記載しております。

(櫻井委員)

条例に暴排条項が盛り込まれているということですか。

(辻審議官)

条例で整備されることもありますし、調達等の要綱に定められる場合もあります。

(櫻井委員)

暴排条項について働きかけをしたら、普通は通ると思うのですが。

(小谷総括審議官)

市町村レベルでは、条例を作ることに、進んでいないケースもあるようです。

(櫻井委員)

それは、暴力団関係者が公共事業に入り込んでいるという実態があるので、進まないということですか。

(小谷総括審議官)

必ずしもそうではなく、例えば、「他の自治体が整備した後でいいのではないか」というような考えの自治体もあるようです。

(櫻井委員)

市町村レベルと都道府県レベルでは、どちらが進んでいるのですか。

(辻審議官)

都道府県レベルでは、全ての都道府県で条例で暴排条項が整備されていますので、相当進んでいますし、人事交流もなされています。市町村レベルではかなり温度差があります。

(土屋審議官)

交通の円滑化のところですが、評価書の本体の47ページに「交通円滑化効果」という表がありますが、ここには基本的な考え方のみを記載しております。要は、短縮時間を全部積み上げて算出することは難しいので、交通安全施設等整備事業により整備した交差点で実地調査をいたしまして、一定の標準的な係数を算出して、これに整備基数を掛けることによって、短縮効果を推計しております。これは、社会資本重点計画の一環で、国土交通省等でも、交差点での事故軽減効果を算出する際には、1つのモデル的なものを調査して係数を算出して、全体の効果を推計しております。

個別の信号制御につきましては、私の手には負えませんので、この後お時間があれば、専門家から説明させます。

(櫻井委員)

現場の声はどのように吸い上げているのですか。

(鈴木審議官)

例えば、東京都内の個別の信号制御につきましては、警察署から問題点等の情報が本部に上がってきます。あるいは、関係業界からの御意見等を踏まえて、また、信号パターンを変更すべきターゲットの交差点につきましては、車両や歩行者の交通量調査を実施した上で、変更のパターンの案をいくつか作成して、シミュレーションした後に、信号の青の時間等を調整しております。事後についても、一定期間が経過した後に、効果を検証しておりますし、他の交差点への影響も考慮して調整しております。

(櫻井委員)

行政として、システムチックに、計画的に行っているという仕組みになっているということですか。

(鈴木審議官)

はい、そのとおりです。

(櫻井委員)

どのくらいで一巡するのですか。

(鈴木審議官)

一巡するというのは難しいのですが、管制センターで常に渋滞の状況を把握しておりますので、問題があれば、順次調整していくことになります。

(沖田審議官)

重大テロの件ですが、記述を工夫したいと思います。

(前田座長)

不正アクセス行為の検挙件数は、増加していないから というのは、やや厳しすぎるように思います。また、銃器関係の指標が全部 というのも気になります。

刑事全体としては、認知件数が減り、検挙件数・人員ともに減ってきておりますが、検挙件数の減り方と検挙人員の減り方を比べますと、検挙件数の減り方が大きいです。数年前から、一人検挙することによる事件解決率が落ちてきていて、国民の安全・安心という意味では、問題だと思えます。

また、一時期頑張っていました。が、職質等、地域警察のパワーが少し落ちてきているのかなと思います。他との相対的なものでしかありませんし、施策に問題があるという

わけではないのですが、このことをどのように捉えているのか教えていただきたい。

(辻審議官)

検挙件数と検挙人員の件につきましては、一概には言えないのですが、余罪をたくさん持っている被疑者が捕まっていないとも言えますし、捕まえているが余罪を全て立件できていないということもあります。

(前田座長)

そうしますと、業績目標にもあります取調べの適正化の問題にも絡んでくると思います。

(金高官房長)

むしろ後者の問題の方が大きいと思います。検挙の4分の3は窃盗犯なので、窃盗犯の余罪が出ない。なぜ出ないかという、20日間の勾留でぎりぎり本件のみを認めるけれども、余罪については自供が得られない。これが、ここ数年の間で検挙件数が減少してきた一番の原因ではないかと考えております。

(前田座長)

そういったことを国民にも理解していただいて、それを踏まえて、街頭カメラだとか、DNAだとか、国民の協力によって、安全・安心を確保しなければならないと思います。ただ、評価書には出てきませんが、取調べの可視化については、対象を拡大せざるを得ないので、現場では相当厳しいと思います。

(金高官房長)

取調べの可視化について、警察で行っているのは、裁判員裁判対象事件と知的障害者の事件で、窃盗犯についてはまだです。

(前田座長)

しかし、いずれ窃盗犯も対象となっていくでしょうから。

(金高官房長)

現在、刑法犯の検挙件数は、年間3～4万件減少していますが、以前は1～2万件でした。21年から減り方が大きくなったのですが、これは、被疑者国選弁護の影響が大きく、取調べの最初から弁護士が入ってきますので、取調べで否認もしなければ自白もしないというケースが多くなってきています。そういったことを前提に考えなければいけませんので、前田先生がおっしゃるように、捜査手法の高度化等をしなければならないと考えております。

(田中審議官)

地域警察の件ですが、総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合が下がっ

ているのですが、この主な原因といたしましては、この10年間で警察官が半分くらい入れ替わり、若手が多くなってきているのですが、最近の若い人は、コミュニケーション能力が乏しい者も多く、知らない人を職質して犯行を供述させるという能力を持っている人はあまり多くないということです。そこで、警察庁といたしましては、技能指導官制度に基づいて、各県の職質に長けているベテランを技能指導官として、警察署に派遣して、実地で訓練をしています。この仕組みが、最近、全国に広がってきていますので、職質能力も向上していくと思います。最近の若い人は、素直で、教えればやるという良い面もありますので、期待しております。

また、昨年に関しては、震災対策で恒常的に機動隊等を派遣しておりましたが、管区機動隊の実態は地域警察官がほとんどで、出ずっぱりになっておりましたので、その影響もあったかと思えます。

(櫻井委員)

大学で行政法の授業をしても、学生はほとんど関心を示さないのですが、誰でも目を輝かせるのは、職質と自動車検問の話です。大体は嫌な印象を持っていて、自分が職質されたらどうやって防御するかといったことで関心を持っているのですが、一方で、行政法なので、自分が将来警察官になろうとする学生もいて、「職質にはいろいろと技があって、・・・」といった話にも関心を示しています。職質は、窓口と言いますか、市民との接点でありつつ、警察権力に対する抵抗というのもありますし、自分が権力の側に立ったときにどのように振る舞うかということを考えるのに良い素材だと思います。学生が夏休みに職質を受けるということがあるかもしれませんが、もしかしたら、外側から職質を活用する方法があるのかもしれませんが。

また、用語についての質問ですが、実績評価書の本体の凡例に、刑法犯及び特別法犯の定義が書いてあるのですが、刑法犯には、刑法以外の特別法も入っています。また、特別法犯は、「『刑法犯』以外の罪をいう」としながら、行政刑罰の全部が含まれているわけではなく、道路交通法等が除かれているのですが、これは、どのような考え方で整理されているのでしょうか。

(鈴木審議官)

刑法犯に含まれているのは、刑法に近接していると言いますか、刑法と親和性が強い犯罪類型のものです。

(前田座長)

刑法の教科書を書くときに、刑法犯というと、刑法典が一般刑法で、それ以外を特別刑法と呼ぶのが形式的な分け方です。しかし、ここに挙げているような、刑事性が強い、何が刑事性が強いのかは曖昧ですが、ここで重要なのは、認知と検挙を分けて考えるときに、刑法犯では認知件数もしっかりと取って、そのうち何件が検挙されたかという表ができるのが刑法犯で、特別法犯の表には認知件数がありません。刑法犯に入るか特別法犯に入るかで、統計表が大きく変わります。刑法犯に入っている特別刑法は非常に限られています。

(櫻井委員)

刑事局マターの特別刑法ということですか。

(辻審議官)

そのとおりです。刑法犯は刑事局、特別法犯は生活安全局、この統計から外れている道路交通法等は交通局のマターとなります。

(櫻井委員)

ただし書きで、特別法犯から外れているのはどういうものですか。

(辻審議官)

交通関係です。

(前田座長)

違反件数は膨大な数になるのですが、犯罪統計からは抜けることとなります。

(辻審議官)

大雑把に言いますと、刑法犯に入る特別刑法というのは、構成要件が書いてあって、罰則が書いてあるだけの、罰則で成り立っているような法律で、特別法犯の場合は、前には許可・認可ですとか一般行政法規が書いてあって、後ろに罰則があるような法律です。

(前田座長)

現場での統計原票の作成も、これで分かれていますよね。

(辻審議官)

そのとおりです。

(前田座長)

イギリスでは、根本的に統計を変えて大混乱になって、グラフが繋がらなくなった。

(田中審議官)

刑法犯か特別法犯かの分類は、これまでの統計の経緯を踏まえて決まっており、あまり論理的にこうではないというものではありません。

(櫻井委員)

私の感覚ですと、警察作用は行政作用の中核だという発想が強く、警察の業務は広範なものなので、そうすると、この定義だと刑事法に偏っているなという違和感があります。

(田中審議官)

必ずしもそういう判断の下に行っているわけではなくて、罪となる行為の種類からいえば特別法犯の方が圧倒的に多くて、刑法犯の方が限定的であり、刑法犯の場合は、発生件数に近いものとして、認知件数を把握しているのですが、特別法犯の場合は、一体どれくらい発生しているか分からない状態で、量的にどちらが多いかは判然としません。そういう意味で、刑法犯とそれ以外とに分けることには意味があり、刑事局が持つかどうかというのは、分ける理由ではないと思います。

(前田座長)

重大犯罪という意味では、覚せい剤取締法は刑法犯に近いのですが、特別法犯に入っています。警察の組織も動いていて、銃器とか薬物については、今は刑事局ですか。

(辻審議官)

刑事局の組織犯罪対策部の所管です。

(前田座長)

我々が習っていた頃は、銃器・薬物は生活安全部門だったので、変わってきていますよね。実態に即した変化かどうかは分かりませんが。

(辻審議官)

新しい特別刑法ができると、どちらかに分類されることになります。サリン法等は刑法犯に分類されています。

(前田座長)

そういうことでよろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

それでは、報告事項に移ります。報告事項は、「規制の事前評価書の作成・公表について」と「平成23年度政策評価実施結果報告書(案)について」の2点でございます。情報公開・個人情報保護室の小嶋室長から報告をお願いいたします。

(小嶋室長)

それでは、「規制の事前評価書の作成・公表」について報告いたします。

資料2をご覧ください。こちらは、本年2月に、不正アクセス禁止法の一部を改正して、ID・パスワードといった識別符号の不正流通に関する行為についての規制を強化するに際して、その費用・便益の観点から事前評価を行ったものです。今回の改正案では、フィッシング行為、不正アクセス行為を助長する行為、他人の識別符号を不正に取得する行為、他人の識別符号を不正に保管する行為をそれぞれ禁止し、処罰の対象としたわけですが、「規制の事前評価書」では、これらの行為を行わないことを努力義務とする案を代替案として、その費用・便益を比較検討した結果、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価しております。



資料3をご覧ください。こちらは、本年2月に、暴力団対策法の一部を改正して、規制を強化するに際して、その費用・便益の観点から事前評価を行ったものです。今回の改正案では、暴力的要求行為として規制する行為の追加、準暴力的要求行為の規制の拡大、対立抗争による市民生活に対する危険を防止するための措置、賞揚等の規制の対象となる暴力行為の追加、縄張内で営業を営むために行う用心棒行為等の禁止、暴力的要求行為等に伴う暴力行為による市民生活に対する危険を防止するための措置を内容とする規制を設けたわけですが、「規制の事前評価書」では、これらに対して指導・警告等により対処する案を代替案として、その費用・便益を比較検討した結果、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価しております。

なお、これらの評価書及び要旨につきましては、警察庁のウェブサイトで公表しております。

続きまして、「平成23年度政策評価実施結果報告書(案)」について報告いたします。

資料4をご覧ください。こちらは、平成23年度中に実施した政策評価についてとりまとめた資料でございます。昨年7月に策定した「平成22年度実績評価書」等における評価結果や、その評価結果を踏まえて行った平成24年度予算要求等の状況について取りまとめたものになっております。この資料は、既に昨年の研究会で御議論いただいた各評価書に基づく記述、あるいは予算要求等の事実に基づく記述で構成されておりますので、報告事項とさせていただきます。

報告は以上です。

(前田座長)

ありがとうございました。本日の議題・報告全般について、御質問・御意見はございますか。

(田辺委員)

法改正としては一つの法律ですが、事前評価する際に、規制の項目ごとに評価書を作成しておりますので、こちらの方が分かりやすいと思います。

また、感想ですが、遵守費用について、暴力団に思い切り費用をかけるというのが、ある意味で抑止効果をもたらすものになると思うのですが、規制の事前評価の分析では、費用がかからない方が良いとされていて、まっとうな社会集団に費用をかけるのと、まっとうではない集団に費用をかけるのとが区別されていないです。そういう意味では、レギュラタリー・インパクト・アナリシスというのは、無色透明になりすぎていて、変だなと思いました。あくまでも感想ですので、聞き流していただいて結構です。

(櫻井委員)

今の話は、暴力団に負担が増えることについて、むしろ良いことだというものですよね。

(田辺委員)

そうです。

( 櫻井委員 )

規制の事前評価書は、総務省からフォーマットが示されていて、それに従って作成したということだとしたら、総務省で示されているものがおかしいのか、合わないのであれば、警察庁で少しカスタマイズしても良いと思います。感想ですが。

( 前田座長 )

他に御質問等がなければ、今日の議題は全て終了いたしましたので、小嶋室長にお返しします。

( 小嶋室長 )

本日は誠にありがとうございました。お手元の資料につきましては、お持ち帰りいただいても結構ですし、卓上に残していただければ、後日お送りいたします。

次回は「平成25年度政策評価の実施に関する計画(案)」を中心に御意見を賜る予定にしております。日程につきましては、来年2月を目途として、別途調整させていただきます。ありがとうございました。

以 上